古賀市地域防災計画(地震・津波対策編)の修正の概要について

1　地域防災計画修正の経緯

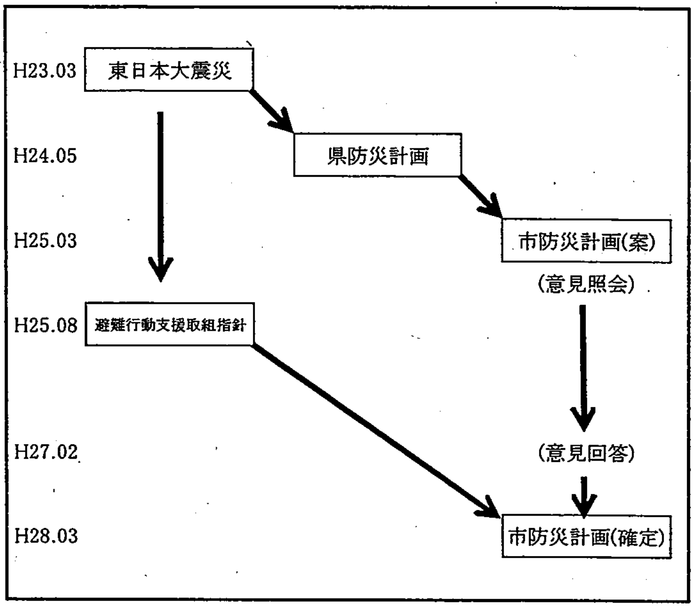

平成23年3月の東日本大震災において、死者の約6割が65歳以上の高齢者であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍にのぼりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法が一部改正されるとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)」が策定されました。

これを受け、地域防災計画に避難行動要支援者に関する取組を明記するため修正を行うものです。

また、平成25年3月開催の古賀市防災会議で策定した古賀市地域防災計画(案)に、県から意見回答のあった事項を反映させ、確定するものです。

2　市が地域防災計画において定める必須事項

(1) 避難支援等関係者となる者

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(4) 名簿の更新に関する事項

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行う事ができるための通知又は警告の配慮

(7) 避難支援等関係者の安全確保

※今回地域防災計画で定めるのは、上記(1)～(5)。(6)及び(7)については、来年度以降に定める。

3 その他

災害対策基本法一部改正により、従来の「災害時要援護者」が「避難行動要支援者」と改められましたが、用語の変更による混乱を避けるため、引き続き「災害時要援護者」の用語を使用いたします。

改正理由一覧

No	頁	項目	改正理由
1	1-1	土砂災害危険箇所	文言修正
2	1-1	道路危険箇所	誤字等
3	2-1	エレベーター閉じこめ防止対策	定期報告制度の報告内容について、市は知り得ないため
4	2-2	津波等災害予防施設の整備	市に海岸保全施設・漁港・河川施設がないため 県管理の海岸堤防は高潮対策にて整備済であるため
5	2-3	災害時要援護者	法改正対応 ・要援護者の範囲を明記
6	2-4	〃	・要援護者名簿への記載事項を明記
7	2-5	〃	・要援護者名簿の内部利用を明記
8	2-6	〃	・要援護者名簿の提供範囲を明記
9	2-7	〃	・名簿情報漏えい防止策、秘密保持義務を明記
10	2-8	〃	・名簿情報の更新頻度等を明記
11	2-8	避難場所等の整備及び周知	法改正対応 ・緊急避難場所・避難所の区分を明記
12	3-1	航空支援	県内で航空支援ができるのは一部の市だけであるため
13	3-2	避難勧告又は指示	法改正対応 ・避難勧告等の発令基準に基づき避難指示等を行う旨明記
14	3-2	県出先機関	文言修正
15	3-3	管内市町村防災担当課	文言修正
16	3-3	外国人に係る支援対策	県に国際交流専門員の派遣規定がないため
17	3-4	死亡獣畜処理	文言修正
18	3-4	応急教育	誤字等
19	3-5	教職員補充措置	古賀竟成館高校は対象外であるため 文言修正

新旧対照表正誤表

事前に配付していた「新旧対照表」の正誤表。
※本日配付した分は修正対応済。

頁	行	区分	正	誤
2-3	4	改正案	(1)避難誘導計画の作成と訓練	(1)避難支援計画(避難支援プラン)の策定
2-9	5	現行	(1)整備・点検の留意点	(1)整備・点検の留意点

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr>
<td>
第２節 災害危険指定箇所等

第１　土砂災害危険箇所

２　土砂災害（特別）警戒区域＿＿＿（土石流）

（表略）
３　土砂災害（特別）警戒区域＿＿＿（急傾斜地の崩壊）

（表略）

第２　道路危険箇所
１　道路危険箇所
<table>
<tr><th>道路種別</th><th>路線名</th><th>箇所</th><th>総合評価</th><th>危険内容</th><th>対策工法</th></tr>
<tr><td>一般県道</td><td>米多比谷山古賀</td><td>小山田</td><td>防災カルテ</td><td>＿＿擁壁</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>
第２節 災害危険指定箇所等

第１　土砂災害危険箇所

２　土砂災害（特別）警戒区域指定地（土石流）

（表略）
３　土砂災害（特別）警戒区域指定地（急傾斜地の崩壊）

（表略）

第２　道路危険箇所
１　道路危険箇所
<table>
<tr><th>道路種別</th><th>路線名</th><th>箇所</th><th>総合評価</th><th>危険内容</th><th>対策工法</th></tr>
<tr><td>一般県道</td><td>米多比谷山古賀</td><td>小山田</td><td>防災カルテ</td><td>盛土用壁</td><td></td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　　行
第２章　防災基盤の強化 第３節 建築物等の安全化 第１ 建築物等の耐震性の確保 ３ その他の安全対策 (1) エレベーター閉じこめ防止対策 市は、______________所有者等に____、「P波感知型地震時管制運転装置」の設置を促す等、既設エレベーターの安全確保に向けた取り組みを推進する。	第２章　防災基盤の強化 第３節 建築物等の安全化 第１ 建築物等の耐震性の確保 ３ その他の安全対策 (1) エレベーター閉じこめ防止対策 市は、既設エレベーターの安全性を建築所有者等に周知し、「P波感知型地震時管制運転装置」の設置____等______________を推進する。

第４章　効果的な応急活動のための事前対策 第４節　津波災害予防体制の整備 第９　津波等災害予防施設の整備 県は、水門等の操作規則の見直し、水位情報等の発信などを検討し、必要な対策を実施するとともに、水門や陸閘の管理者は適切にそれらを管理し、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図り、津波発生時における迅速、的確な開閉ができるよう努める。	第４章　効果的な応急活動のための事前対策 第４節　津波災害予防体制の整備 第９　津波等災害予防施設の整備 市は、発生頻度の高い一定程度の津波に対して海岸保全施設の整備を進めていき、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、海岸堤防等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震対策の必要性を踏まえ、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。 また、県は、想定される津波外力に応じた堤防等の河川管理施設の整備、水門等の操作規則の見直し、水位情報等の発信などを検討し、必要な対策を実施するとともに、水門や陸閘の管理者は適切にそれらを管理し、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図り、津波発生時における迅速、的確な開閉ができるよう努める。

新	旧
第９節 避難体制の整備 第１　避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟 ２ 災害時要援護者に対する避難誘導体制の整備 (1) 避難誘導計画の作成と訓練 　市は、災害時に速やかに災害時要援護者の安否を確認し、避難誘導するため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に対する取組指針」（平成２５年８月）等を参考とし、個人情報の取扱いに十分に注意しながら、災害時要援護者名簿を作成する。 　なお、情報の管理については、あらかじめ様式の統一化、更新、開示のルール等を定めるとともに、管理体制を明確にする。 　ア 災害時要援護者の範囲 　要介護３以上の人 　身体障害者 　視覚障害１、2級の人 　肢体不自由１、２、３級の人	第９節 避難体制の整備 第１　避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟 ２ 災害時要援護者に対する避難誘導体制の整備 (1) 避難支援計画（避難支援プラン）の策定 　市は、高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、国により示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成１８年３月）等を参考とし、要援護者の状況把握、避難支援者等の登録等を積極的に行い、災害時要援護者の避難支援計画の策定に努める。

聴覚音声障害２級の人	
内部障害１、２級の人	
知的障害者	
療育手帳Ａ、Ｂの人	
精神障害者	
精神障害者保健福祉手帳１級の人	
７０歳以上の一人暮らしの人	
７５歳以上の高齢者のみの世帯の人	
上記に準じる状態の人、生活の状態等から支援が必要であると認められる人	
イ　災害時要援護者名簿に記載する事項	
・氏名	
・生年月日	
・年齢	
・性別	
・住所又は居所	

・世帯区分 ・電話番号その他の連絡先 ・支援者の氏名及び電話番号 ・避難支援等を必要とする事由 ・その他市長が必要と認める事項 ウ 災害時要援護者名簿の利用・提供等 ・情報の収集 市は、災害時要援護者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要援護者の氏名その他の要援護者に関する情報を、その保有に当たって特定された目的以外の目的のために内部で利用することができる。 市は、災害時要援護者名簿の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、要援護者に関する情報の提供を求める事ができる。 ・名簿情報の利用 市は、避難支援等の実施に必要な限度で、災害時要援護者名簿に	

記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。	
・名簿情報の提供	
市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、本地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和２３年法律第１９８号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０９条第１項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。	
市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要	

があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。 ・名簿情報を提供する場合における配慮 市は、名簿情報を提供するときは、本地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る災害時要援護者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ・秘密保持義務 名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る災害時要援護者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	

・名簿情報の更新と情報の共有 災害時要援護者の状況は常に変化しうることから、市は、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。市は、名簿情報を避難支援等関係者と共有し、年１回以上更新する。ただし、新たな情報を入手した場合は必要に応じて更新するものとする。	
（略）	（略）
第２　避難場所・避難所の整備及び周知	第２　避難場所・避難所の整備及び周知
１　指定緊急避難場所・指定避難所の指定、整備・点検	1　避難場所・　避難所の　整備・点検
(1)　指定緊急避難場所と指定避難所の区分 市は、災害から住民等が緊急的に避難する指定緊急避難場所、被災者が一定期間滞在する指定避難所を区分し、一定の基準を満たす施設をあらかじめ指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。 ア　指定緊急避難場所 地震や火災時に住民が一時的に避難する公園・緑地等の公共空地又は一時的な集合場所	

火災等により上記の場所等が使用できなくなった場合に避難する一定規模の公園・緑地、学校等の公共空地 イ 指定避難所 災害が長期化した時の仮設住宅等への移転までの生活場所 (2) 整備・点検の留意点 （略）	(1) 整備・点検の留意点 （略）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　　行
第１章　活動体制の確立 第４節　応援要請 第１　応援要請 ２　消防機関 (1) 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請 イ　航空応援が必要と認めた場合、消防長は、直ちに市長に報告の上、その指示に従って県を通じて応援側の<u>市長</u>に航空応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行うものとする。	第１章　活動体制の確立 第４節　応援要請 第１　応援要請 ２　消防機関 (1) 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請 イ　航空応援が必要と認めた場合、消防長は、直ちに市長に報告の上、その指示に従って県を通じて応援側の<u>市町村長</u>に航空応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行うものとする。

第２章　災害応急対策活動 第２節　津波災害応急対策の実施（津波への対処） 第３　津波に対する避難体制の整備 ４　避難勧告又は指示 市　長は、「避難勧告等の発令基準（平成２６年６月）」に基づき避難指示等を行うものとする。 第３節　被害情報等収集伝達計画 第４　通信計画 ２　防災関係機関の通信窓口及び連絡先電話番号 (6) 県出先機関 機関名：粕屋保健福祉事務所／電話番号：(092) 939-1500 (900-70)	第２章　災害応急対策活動 第２節　津波災害応急対策の実施（津波への対処） 第３　津波に対する避難体制の整備 ４　避難勧告又は指示 沿岸地域の市町村長は、災害予防対策により定めている津波警報等の内容に応じた具体的な発令基準に基づき避難指示等を行うものとする。 第３節　被害情報等収集伝達計画 第４　通信計画 ２　防災関係機関の通信窓口及び連絡先電話番号 (6) 県出先機関 機関名：粕屋保健福祉環境事務所／電話番号：(092) 939-1500 (900-70)

(7) 福岡地方本部（福岡農林事務所）管内市町防災担当課

機関名	通信窓口	所在地
筑紫野市	安全安心課	（略）
春日市	安全安心課	（略）
大野城市	危機管理課	（略）
宗像市	地域安全課	（略）
太宰府市	防災安全課	太宰府市____観世音寺 1-1-1
糸島市	危機管理課	糸島市前原西 1-1-1
那珂川町	安全安心課	筑紫郡那珂川町____西隈 1-1-1
宇美町	総務課	糟屋郡宇美町____宇美 5-1-1

第１１節　災害時要援護者の支援

第５　外国人等に係る支援対策

１　外国人に係る支援対策

(7) 福岡地方本部（福岡農林事務所）管内市町防災担当課

機関名	通信窓口	所在地
筑紫野市	総務課	（略）
春日市	土木管理課	（略）
大野城市	地域安全課	（略）
宗像市	総務課	（略）
太宰府市	総務課	太宰府市大字観世音寺 1-1-1
前原市	総務課	前原市前原西 1-1-1
那珂川町	環境課	筑紫郡那珂川町大字西隈 1-1-1
宇美町	総務課	糟屋郡宇美町大字宇美 5-1-1

第１１節　災害時要援護者の支援

第５　外国人等に係る支援対策

１　外国人に係る支援対策

(3) 国際交流専門員の派遣

	市は、外国人に対して適切な情報提供を行うため、県に対し、国際交流専門員を活用し、必要に応じて市に国際交流専門員の派遣等を行うよう要請する。
第１８節　ごみ・し尿・がれき等の処理 第５　死亡獣畜処理 市は、粕屋保健福祉＿＿事務所長の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。	第１８節　ごみ・し尿・がれき等の処理 第５　死亡獣畜処理 市は、粕屋保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。
第１９節　文教対策の実施 第１　学校教育 ２　応急教育 (3) 児童・生徒の安全の確保措置 (ｲ) 災害時の体制 c　校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行う	第１９節　文教対策の実施 第１　学校教育 ２　応急教育 (3) 児童・生徒の安全の確保措置 (ｲ) 災害時の体制 c　校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行う

など災害状況に合致するよう速やかに調整する。 (6) 教職員補充措置 イ　市________立学校（県費負担教職員に限る）に対する措置 (ｱ) 災害に伴い教職員に被害が発生した場合、市________教委は速やかに県教育庁福岡教育事務所を経由して、県教委に報告するものとする。	など災害状況に合致するよう速やかに調整する。 (6) 教職員補充措置 イ　市（組合）立学校（県費負担教職員に限る）に対する措置 (ｱ) 災害に伴い教職員に被害が発生した場合、市（組合）教委は速やかに県教育庁____教育事務所を経由して、県教委に報告するものとする。